



4級から1級までの英語検定料の助成

町内に在住する中学校生徒の英語能力向上を図るため、実用英語技能検定試験の検定料を助成します。

【対象者】町内在住の中学校生徒の保護者

【対象となる検定】平成29年度に実施される実用英語技能検定4級、3級、準2級、2級、準1級、1級。

なお、申請に合格、不合格は問いません。

【助成額】検定料の半額(100円未満切捨て)

【申請方法】交付申請書(役場企画課で配布、または町ホームページからダウンロードできます)に受検票と検定結果通知書の写しを添えて企画課に提出してください。

【申請期限】平成30年3月30日(金)

【申請・問合先】企画課



ブロック塀除去と生け垣設置の助成

地震時などのブロック塀の倒壊による事故を防止するとともに、町内の緑化を推進するため、道路に面したブロック塀を取り壊したり、新しく生け垣を造られる方に助成を行っています。

	ブロック塀などの除去	生け垣の設置
条件	- 個人の住宅や事業所の敷地内に設置されたブロック塀などで道路に面した部分 - 地盤高0.65m以下の高さまで除去	- 個人の住宅や事業所の敷地内で道路に面した部分 - 高さ0.65m以上、幅0.20m以上、延長3.00m以上で、生け垣に適した樹木
補助額	標準事業費 1m当たり 7,800円 補助率 3/10 限度額 100,000円	標準事業費 1m当たり 3,600円 補助率 3/10 限度額 40,000円

助成を受けるには、職員による事前の現地確認が必要となりますので、工事を実施する前にお問い合わせください。

【申請・問合先】総務課



防災士の資格を取得する方への助成

地域の防災力を高めるため、防災士の資格を取得される方に、その費用の一部を助成します。

防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認定する資格で、防災の意識・知識・技能をもっていると認められた方をいいます。平常時は地域の防災訓練などに参加し、普及啓発を図るほか、災害時には住民の先頭にたち、避難誘導などの活動を行うなど、社会のさまざまな場で減災と防災力向上のための活動が期待されます。

【対象者】(1)~(3)を満たす方

(1)町内在住で、町税などに未納がない方

(2)防災士研修センターなど(防災士機構が認定した研修機関)が実施する講座を受講する方

(3)資格取得後、町などが実施する防災事業に協力していただける方

【助成額】講座受講料・防災士資格取得試験受験料・防災士資格認証登録料の1/2(限度額3万円未満)

【申請方法】交付申請書(役場総務課で配布、または町ホームページからダウンロードできます。)に講座の受講を証する書類と対象経費が確認できる書類を添えて講座を受講する前に総務課に提出してください。

【申請・問合先】総務課



使用済み食用油を回収します

ご家庭で使用済みの食用油の回収をボランティア団体のご協力で実施しますので、ご利用ください。

【日時】6月16日(金)午前9時30分~11時30分

【場所】役場、中央公民館、松枝公民館、下羽栗会館

※新聞紙、雑誌、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶、古着(布)も同時に回収します。

【問合先】環境経済課

ゴミの回収致します。
まずはお問合せ下さい。

見積無料



(株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐阜南町平成6-110

☎248-0089(代)

<http://www.t-eisei.co.jp>

自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808